

# スタートアップビザ（外国人起業活動促進事業） に関するQ & A

質問1. どのような人が利用できますか？

（回答）

この事業（制度）は経済産業省が、産業の国際競争力を強化するとともに、国際的な経済活動の拠点を形成することを目的としたものです。仙台市内で新たに事業を始める外国人の方が利用できますが、学歴又は職歴等の条件があります。

質問2. これまで実施していた特区制度のスタートアップビザ（外国人創業活動促進事業）と何が違うのですか？

（回答）

主な違いは以下のとおりです。

- ・特区制度のスタートアップビザは在留期間が6月間のところ、本事業では在留期間が最長2年間であること。
- ・特区制度のスタートアップビザは在留資格「留学」以外の在留資格からの切り替えが不可だったところ、本事業では、一旦帰国しなくても在留資格変更が可能になること。
- ・特区制度のスタートアップビザは在留資格「経営・管理」のところ、本事業は在留資格「特定活動」であること。

質問3. すでに他の在留資格を持っている外国人が新たに起業する場合、この制度を利用することはできますか？

（回答）

この事業は、特区制度のスタートアップビザと異なり、在留資格「教授」、「研究」など他の在留資格からの変更が可能です。一定の条件がありますので、事前に仙台出入国在留管理局にお尋ねください。

質問4. 特区制度のスタートアップビザで認められる在留資格「経営・管理」（6月間）と、この事業で認められる在留資格「特定活動」とでは活動できる範囲に違いはありますか？

（回答）

活動できる範囲に違いはありません。資格外活動が原則として認められないという点でも同じです。詳しくは仙台出入国在留管理局にお尋ねください。

(問い合わせ先)

仙台市経済局イノベーション推進部スタートアップ支援課創業支援係

■住所：〒980-0803 仙台市青葉区国分町 3-6-1 仙台パークビル 9 階

■電話：022-214-8278（日本語）

■E-mail：sendai-startupvisa@city.sendai.jp